せて国税連携ネットワークシステムを作動させるための命令を組み合わせたもの（オペレーティングシステム、データベース等のパッケージソフトウェアを含む。）

⒂　ファイル

市区町村サーバ、都道府県サーバ、機構サーバ、端末機及び電気通信関係装置に備えられた記憶媒体又は可搬記憶媒体に記録されているデータ及びプログラム

⒃　ドキュメント

国税連携ネットワークシステムの設計並びにプログラムの作成及び運用に関する記録及び文書

⒄　可搬記憶媒体

国税連携ネットワークシステムで利用する駆動装置から容易に取り外すことのできる記憶媒体であって、光ディスク、磁気ディスク、磁気テープ、ＵＳＢメモリー、外付けハードディスクドライブその他これに類するもの

⒅　帳票

データを出力した紙媒体

⒆　電子計算機室

市区町村サーバ、都道府県サーバ又は機構サーバ、端末機及び電気通信関係装置を設置する室

⒇　重要機能室

電子計算機室、同室に係る受電設備及び定電圧・定周波電源装置等の設備を設置する室並びに電子計算機室の空気調和をする空気調和機及びその附属設備を設置する室

２　この告示中、実施主体を特定していない規定については、機構、認定委託先事業者、委託利用型地方団体、単独設置型地方団体及び機構委託クラウド事業者に適用するものとする。

第２　体制、規程等の整備

１　体制の整備

⑴　責任体制等の確立

国税連携ネットワークシステムのセキュリティを確保するため、国税連携ネットワークシステムの企画、開発、作成、運用保守及び利用に関する責任体制並びに連絡体制を明確にすること。また、防災組織及び防犯組織を整備し、通常時及び非常時の責任体制の確立を図ること。

⑵　連絡調整を行う場の設置

機構は、国税連携ネットワークシステムのセキュリティ対策に関し、認定委託先事業者、委託利用型地方団体、単独設置型地方団体及び機構委託クラウド事業者と連絡調整を行う場を設けること。

⑶　監視体制の整備

機構は、国税連携ネットワークシステムの運用に関し、異常な状態を早期に発見できるよう組織内での迅速かつ適切な報告経路を確保するとともに、認定委託先事業者、委託利用型地方団体、単独設置型地方団体及び機構委託クラウド事業者に連絡することができるよう体制の整備を図ること。

２　規程等の整備

⑴　規程の整備

国税連携ネットワークシステムの企画、開発、作成、運用保守及び利用に関する規程を整備すること。

⑵　国税連携ネットワークシステムの設計書等の整備

国税連携ネットワークシステムの設計書、操作手順書等を整備すること。

⑶　ドキュメント

国税連携ネットワークシステムの設計並びにプログラムの作成及び運用に関する記録及び文書

⑷　可搬記憶媒体

国税連携ネットワークシステムで利用する駆動装置から容易に取り外すことのできる記憶媒体であって、光ディスク、磁気ディスク、磁気テープ、ＵＳＢメモリー、外付けハードディスクドライブその他これに類するもの

⑸　帳票

データを出力した紙媒体

⑹　電子計算機室

市区町村サーバ、都道府県サーバ又は機構サーバ、端末機及び電気通信関係装置を設置する室

⑺　重要機能室

電子計算機室、同室に係る受電設備及び定電圧・定周波電源装置等の設備を設置する室並びに電子計算機室の空気調和をする空気調和機及びその附属設備を設置する室

２　この告示中、実施主体を特定していない規定については、機構、認定委託先事業者、委託利用型地方団体及び単独設置型地方団体に適用するものとする。

第２　体制、規程等の整備

１　体制の整備

⑴　責任体制等の確立

国税連携ネットワークシステムのセキュリティを確保するため、国税連携ネットワークシステムの企画、開発、作成、運用保守及び利用に関する責任体制並びに連絡体制を明確にすること。また、防災組織及び防犯組織を整備し、通常時及び非常時の責任体制の確立を図ること。

⑵　連絡調整を行う場の設置

機構は、国税連携ネットワークシステムのセキュリティ対策に関し、認定委託先事業者、委託利用型地方団体及び単独設置型地方団体と連絡調整を行う場を設けること。

⑶　監視体制の整備

機構は、国税連携ネットワークシステムの運用に関し、異常な状態を早期に発見できるよう組織内での迅速かつ適切な報告経路を確保するとともに、認定委託先事業者、委託利用型地方団体及び単独設置型地方団体に連絡することができるよう体制の整備を図ること。

２　規程等の整備

⑴　規程の整備

国税連携ネットワークシステムの企画、開発、作成、運用保守及び利用に関する規程を整備すること。

⑵　国税連携ネットワークシステムの設計書等の整備

国税連携ネットワークシステムの設計書、操作手順書等を整備すること。